

長岡市市民向け公開型地図情報システムの構築及び保守運用業務  
仕 様 書

平成 25 年 8 月

長岡市総務部情報政策課

# 第1 総 則

## 1 業務の名称

本業務の名称は、『長岡市市民向け公開型地図情報システムの構築及び保守運用業務』とする。

## 2 目的

本業務は、導入コストを抑制し、サーバ等の整備が不要なASP又は同種（クラウドサービス等）のGISシステム（以下「ASPサービス」という。）を利用し、長岡市（以下、甲という。）が保有する地図情報や行政情報を管理・活用し、市民、事業者及び市外からの来訪者等に対して、情報提供するシステムを構築することにより、情報提供の多様化、市民サービスの向上と業務の効率化、高度化を図るとともに市民と行政が協働するまちづくりを支援することを目的とする。

## 3 適用範囲

本仕様書は、甲が発注する『長岡市市民向け公開型地図情報システムの構築及び保守運用業務（以下「本業務」という。）』に適用する。

## 4 業務の概要

本業務は、次の2つの業務内容を実施する。

### (1) システム構築業務

公開用レイヤ、コンテンツ等の配信データの整備、データの初期登録、配信設定の準備・確認、テスト配信、確認／調整、操作研修対応（マニュアル作成を含む。）等に関する業務

※ システム構築後は、構築業者（以下、乙という。）が提供するASPサービスを利用し、市民向けに市が保有する地図情報や行政情報を配信する

### (2) ASPサービス提供業務

保守・運用に関する業務

## 5 契約期間

本業務の履行期間は、下記のとおりとする。

### (1) システム構築業務

平成25年9月中旬（予定）から平成25年11月30日まで

### (2) ASPサービス提供業務

平成25年12月1日から平成30年11月30日まで

※ 「長岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約とする。

## 6 主任技術者・担当技術者の資格

本業務担当技術者（主任技術者および担当技術者）は、自治体の取り扱う地図情報業務に精通しているとともに下記のいずれかの有資格者であること。

### (1) 測量士

### (2) 情報処理技術者、基本情報技術者

### (3) 空間情報総括監理技術者又はそれと同等以上の空間情報の取り扱いに精通した能力を証明する資格

## 7 業務実施計画

乙は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、甲の承諾を得なければな

らない。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者・照査技術者・担当技術者届出書

## 8 準拠する法令・標準・基準等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (2) 国土交通省「公共測量作業規程及び同規程にかかる運用基準」（平成14年3月国地発第406号）
- (3) 国土交通省国土地理院「国土基本図式規程」
- (4) 総務省「統合型の地理情報システムに関する指針（総務省自治行政局地域情報政策室 平成13年7月12日）」
- (5) 総務省「統合型の地理情報システムに関する全体指針」
- (6) 総務省「統合型の地理情報システムに関する整備指針」
- (7) その他の関係法令

## 9 貸与資料と使用制限

甲は本業務を実施するにあたって必要な資料を乙へ貸与する。乙は貸与された資料の取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても甲の承諾なくして複製してはならない。また、乙は貸与された資料に、業務終了後すみやかに返却しなくてはならない。

## 10 守秘義務

乙及び業務従事者は、セキュリティ対策および個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を実施すること。本業務において知り得た情報に関する秘密、その他、甲の事務に関する秘密事項等を第三者に漏洩してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

## 11 疑義等の決定

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ甲の指示に従い、業務を遂行するものとする。また、甲において必要と認めるときは、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について、業務契約書に明記されていない場合は、甲、乙の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

## 12 関係官公署との折衝

本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合で、甲との協議を要するものについては指示を受けて折衝するものとする。

## 13 損害の賠償

本業務遂行中に乙が甲並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は乙が負うものとする。

## 14 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、乙は甲と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打合せ事項について乙は、その都度別に定める「作業経過の報告」を提

出するものとする。

#### 15 再委託の制限

本業務の主たる部分（システムの開発、運営・管理等）に関する再委託は原則として認めないものとする。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、業務の一部について再委託することができる。その場合、乙は再委託の相手方に対し、乙がこの契約により個人情報の取扱いに関し負担している義務と同様の義務を負担することを書面により約させなければならない。

#### 16 第三者ソフトの利用

本業務を実施するにあたり、第三者ソフトの利用が必要となる場合は、甲及び乙は、その取扱いについて協議し、甲又は乙と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 システム化要件

### 1 システムの前提条件

本業務の前提条件は次のとおりとする。

#### (1) 利用形態

- ① 一般市民等からなる利用者にとって、操作が簡便で、判りやすい地図情報が利用できるシステムであること。
- ② 本システムの利用者機能には、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや、Javaアプレット、.NET Framework等の使用機種に制限を与えるようなものが無いこと。ただし、事前に甲が認めた場合は、この限りでは無い。
- ③ パソコン向けシステムの他に、携帯電話、スマートフォン向けシステムも提供できること。

#### (2) 運用形態

- ① サーバ・アプリケーションの導入、運用および、保守作業の全てについて、乙の管理下において直接行うものとする。責任の所在が不明確とならないよう、管理体制を構築すること。
- ② 24時間365日の安定期間運用に向けた運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。
- ③ 障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。

#### (3) ベースマップ

- ① インターネット公開など二次利用が可能なこと。
- ② ベースマップは乙の責で指定・購入・設定すること。
- ③ 縮小・拡大等は多段階で縮尺変更できる仕組みであること。
- ④ 国土地理院の基盤地図及び甲から提供される地形図データ等が搭載可能なこと。
- ⑤ 航空写真が搭載可能なこと。

#### (4) 利用者管理

- ① 管理システムの利用者毎にIDを付与し、利用者の管理ができること。
- ② 利用者毎に、利用権限、レイヤ別のアクセス権限等が付与できること。

#### (5) 作成、編集機能

- ① 地図データの更新、作成、編集等の操作に対して特別な専門知識を必要としないインターネット経由で可能なオンラインツールであること。
- ② 各担当者の職員の権限レベルに応じて、各レイヤへの閲覧、編集や、公開管理等が区分できること。
- ③ 各レイヤについて公開・非公開の設定ができること。また、公開レイヤ内の各図形毎においても、公開・非公開の設定ができること。公開設定は、公開範囲を利用者別に制限できること。

#### (6) 地図公開機能

- ① 一般サービス利用者が利用しやすいユーザーインターフェースであること。
- ② 任意の地図をURLパラメータで指定できること。
- ③ パソコンに加え携帯電話、スマートフォンでの閲覧が可能なこと。

### 2 システムの動作環境

以下の環境において、動作を保証すること。

#### (1) 管理システム

- ① OS は、Windows XP、Vista、7、8で利用可能であること。また、運用期間中に公開されるWindows OS において、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。

- ② Internet Explorer 6以上のバージョンのウェブブラウザで利用が可能であること。また、運用期間中に公開されるInternet Explorerの最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。
  - ③ 個人情報を取扱う業務での利用も想定されるため、通信には、高いセキュリティを確保した通信が可能であること。
- (2) 市民向けGIS (PC向け)
- ① OS は、Windows XP、Vista、7、8の他、MacOS 10以降 等で利用可能であること。また、運用期間中に公開される主要なOSにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。
  - ② Internet Explorer 6以上の他、Mozilla Firefox、safari、Google Chrome、Opera等の主要なウェブブラウザで利用が可能であること。また、運用期間中に公開される各ブラウザの最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。
  - ③ インターネットに接続されており、上記のOS、ウェブブラウザを利用している人は誰でも閲覧可能であること。
  - ④ ウェブブラウザのみで利用者機能が実現可能であること。
  - ⑤ 利用者のパソコン端末へのインストール (ActiveX等) を行わずに利用が可能であること。
- (3) 携帯電話向けGIS
- ① NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI、イーモバイル、ウィルコム各社より、過去3年以内に発売されたインターネットに接続可能な機種で利用可能であること。また、運用期間中に公開される主要な機種において、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。
  - ② 特定のアプリケーションをダウンロードすることなく、ブラウザのみで動作すること。
- (4) スマートフォン向けGIS
- ① iOS4.0以上、Android2.3以上で、国内の通信会社 (NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI) より発売された機種で利用可能であること。
  - ② 特定のアプリケーションをダウンロードすることなく、ブラウザのみで動作すること。
  - ③ 機種によって機能の制限がある場合は、予め動作検証を行った上で甲の確認をとること。
  - ④ タブレット型の一般的な機種についても、接続された機種を自動判読することで、適切な画面サイズに合わせてレイアウトを調整し地図等を表示することができること。
- (5) 接続回線
- ① インターネット経由により、一般の利用者がストレス無く利用できること。想定する帯域として実効速度1.5Mbps程度以上の接続回線とする。
  - ② 管理システムには、外部への非公開レイヤの表示や、情報更新機能等が備わっていることから、暗号化通信の利用やIPフィルター等のセキュリティ対策を施すこと。
  - ③ 必要に応じて個人情報等の高度にセキュリティを確保すべき情報の通信が想定されることから、それらが問題無く通信できる仕組みが提供できること。

### 3 システムの基本機能要件

システムは、ベースマップ及び地図レイヤの表示ができるものとする。主なページ構成及び基本機能は以下のとおりとし、詳細は、甲、乙が協議のうえ決定する。

#### (1) 画面デザイン

##### ① ポータルページ

ア) 長岡市市民向け地理情報システムを公開するにあたり、それぞれ利用者向

けのポータルページを設置する。

イ) 内容としては、サイトの紹介、利用上の注意、新着情報、操作マニュアル、公開情報の紹介および選択機能等からなる。詳細な掲載内容、ページデザイン等は、市担当者からの指示により構成するものとする。

ウ) 画面構成は、日本工業規格JIS X8341-3に可能な限り準拠するとともに、ウェブアクセシビリティに配慮したものとする。

## ② 検索メニューページ

ア) 地図サイトのトップページとして、住所検索機能や目標物検索機能等の様々な検索機能を持つメニューを配置し、一般の利用者が容易に目的の地図を表示できるようにすること。

イ) 検索メニューページの中に、市域全体の範囲が表示され、代表的な目標施設等が記入された地図を準備し、その地図上をクリックすると、該当箇所が拡大された地図が表示できる機能を有すること。

## ③ 地図ページ

ア) 地図を表示させるページで、本システムの基本となるページとなる。

イ) 目的の地図を表示させるとともに、その属性情報の検索、住所情報の検索、印刷等の機能を有するものとする。なお、その機能は、利用者の要求により、非表示にさせることを可能とし、その場合は、画面全体が地図表示となるようにする。

ウ) 利用者のブラウザのサイズに合わせて地図を最大限表示できるように、自動的にページのサイズや地図の表示エリアを調整できるものとする。

エ) 各機能にあわせて、適切なページ構成とし、利用しやすいページとすること。

## ④ オンラインマニュアル

ア) 公開型GISの操作方法を記載したオンラインマニュアルページを作成すること。

イ) 画面キャプチャ等を使って、機能別に詳細かつ分かりやすく記載すること。

ウ) 閲覧者用ページ、編集者用ページ、管理者用ページと、それぞれ該当する機能について紹介すること。

エ) 機能改良や追加等があった場合は、速やかに内容を更新すること。

## (2) 地図表示機能

### ① 画面上のスクロール機能

ア) 地図上の任意の地点をクリックすると、その地点を中心とした範囲に移動する機能を有すること。

イ) マウスをドラッグ移動することにより連続して表示範囲を移動させる機能を有すること。

ウ) キーボードの矢印ボタンや、画面内のボタンのクリック、あるいは、マウス操作等により、一定方向に途切れることなく、連続して画面をスクロールできる機能を有すること。

エ) 任意方向の移動ボタンによる移動機能を有すること。

### ② 画面上の拡大・縮小機能

ア) 地図の表示縮尺は、市域全域において1/2,500以上まで拡大可能とし、表示縮尺の段階を1/200,000程度まで8種類以上設定できること。

イ) 拡大・縮小は予め設定した表示縮尺を利用者が任意に選択できる機能を有すること。

ウ) マウスのドラッグ操作により地図上の範囲を指定して、その範囲が画面上に収まる縮尺に合わせて表示できること。

エ) マウスホイールを利用して連続的に拡大・縮小が出来ること。その際には、一旦、現行表示してある画像の単純拡大ないしは縮小させた画像を表示させ

た後、その縮尺に適した画像を送り込み、常に何らかの地図画像が表示されている形をとること。

- わ) 表示縮尺毎に地図を背景地図を含み最適表示されるように設定すること。縮尺に合わせて表示項目の間引き処理や、注記文字の配置調整等を行うこと。特に、地図の拡大縮小にかかわらず、線の太さや注記文字のサイズが一定であることとし、1/20,000、1/40,000といった小縮尺で表示する場合であっても、常に視認性の高い文字サイズとさせること。

③ ガイドマップ機能

- ア) 市全域が表示できる地図を、地図画面の一部に常時表示させておき、地図画面の表示位置に連動して、全域図上にもその位置が表示できること。
- イ) ガイドマップ上で位置を指定すると、その場所に地図画面を移動させることができる。
- ウ) ガイドマップは、市全域図の場合と、地図画面に比較して数段階の小縮尺の地図との表示とを選択できるものとする。
- エ) 利用者は、ガイドマップを非表示にさせることも可能とする。

④ 二画面地図表示機能

- ア) 同一画面内にそれぞれ異なる縮尺や主題図レイヤ、背景地図を選択できる2種類の地図を同時に表示させる機能を有すること。
- イ) 2種類の地図の何れかをスクロールした場合は、連動して双方の地図がスクロールされること。異なる縮尺の時も同様とし、常に地図上の中心座標は同一になるようにすること。

(3) レイヤの選択、表示機能

① レイヤの選択

- ア) 利用者が任意に表示する地図情報を選択できること。
- イ) それぞれの情報は重ね合わせ表示を可能とし、重ね合わせた際に表示内容が確認できるよう、表示設定を調整できること。
- ウ) 重ね合わせるレイヤの種類や組み合わせを制限することができること。

② マップ設定機能

- ア) 表示するレイヤを組み合わせでセットした「マップ」の設定が可能なこと。マップの構成は、システム管理者が任意に設定できること。

③ 地図の表示設定

- ア) アイコンシンボル、ラインフォント、ポリゴンのハッチングパターンは複数色、複数種類で利用できること。特に、ハッチングパターンは、縦・横・各方向の斜めをそれぞれ準備し、出来る限り、異なる間隔のものも準備すること。
- イ) ベースマップの表記を損なわないような形式での表現が可能なこと。
- ウ) 各地図情報に対しての表示設定にあわせた凡例を表示できること。
- エ) 統計データをグラフやポリゴン、メッシュ図等の色分けランキングマップで地図上に表示できること。統計値を変更した場合は、その変更内容を直ちにグラフやランキングマップに反映されること。

(4) 検索機能要件

① 住所検索機能（一覧表による検索）

- ア) メニュー画面に従って、町名、丁目、番地等を順次指定することによって、地図の表示位置を指定できること。
- イ) 住所は住居番号（号レベル）ないしは枝番地まで対応させること。
- ウ) 住所検索用のデータは乙が調達すること。

② 住所検索機能（キーワード検索）

- ア) テキストボックスに入力された住所等の全部または一部に合致する住所候



補リストを画面上に表示し、いずれかを選択指定することによって地図の表示位置を指定できること。

- イ) 住所の表記は、「一丁目二番三号」、「1-2-3」、「1丁目2-3」といった形で、全角、半角および英数字、漢数字、日本語表記、「一」「ー（長音）」による表示等、想定される住所表記に対して対応できること。
  - ウ) キーワードによる住所検索は、住居表示による検索と、地番による検索の双方可能なものとする。
  - エ) 本機能は、検索メニューページおよび地図ページそれぞれにて機能するものとする。
- ③ 目標物等による検索機能
- ア) メニュー画面に従って、施設区分、施設名称等を順次指定することによって、地図の表示位置を指定する機能を有すること。
  - イ) 目標物とは、官公署、学校（大学・短大・高専・高校・中学・小学校・幼稚園）郵便局、病院、鉄道駅、空港などとする。
  - ウ) 登録された地図情報のうち、現在表示されているレイヤに対しての属性情報について、その名称等が合致するものを検索できるようにする。
  - エ) 検索対象の登録情報は、大分類、中分類、小分類の3階層による分類が可能にし、容易に施設等の情報を絞り込むことが出来ること。
  - オ) テキストボックスに施設等の名称の一部または全部を入力すると、合致する施設リストを画面上に表示し、いずれかを選択指定することによって、その施設を中心とした地図を表示する機能を有すること。
  - カ) 本機能は、検索メニューページおよび地図ページそれぞれにて機能するものとする。
- ④ 座標検索機能
- ア) 経度・緯度を指定して位置が検索できること。
  - イ) 公共座標を指定して位置が検索できること。その際に旧測地系も併せて利用できること。
  - ウ) 地図の中心地点の経度・緯度を表示できること。
  - エ) 地図の中心地点の公共座標を表示できること。
- ⑤ 属性情報検索機能
- ア) 地図上で利用者が選択した任意の地点の属性情報を検索する機能を有すること。
  - イ) 同一地点に複数の情報が登録されている場合であっても、それぞれの情報を検索できること。
  - ウ) 複数のポリゴンレイヤが表示されている場合は、地図上の任意の1地点をクリック等により指定して、その場所の全てのレイヤの属性情報等をもれなく一覧表示する機能を有すること。（串刺し検索機能）
  - エ) マウスを地図上に一定時間静止させると、ツールチップ機能により、その場所の属性情報等を検索し表示させる機能を有すること。
- ⑥ 周辺施設検索機能
- ア) 地図上の任意の地点より最寄り施設の検索機能（空間検索機能）を有すること。
  - イ) 検索対象の範囲（距離）を任意に指定できること。
  - ウ) 検索結果は施設等の分類によって絞り込みが可能なこと。
  - エ) 検索結果は一覧表に表示するものとし、施設名称、施設分類、所在地、他主要属性情報と、起点からの直線距離を表示するものとし、施設名称等をクリックすることにより該当する施設の地図情報が起点の位置と1枚の画面上に合わせて表示できること。
- ⑦ 範囲指定による検索機能
- ア) 地図上でマウス操作により任意のエリアを指定し、その範囲内にある施設

等の情報を一覧として検索できること。

- イ) 検索結果は施設等の分類によって絞り込みが可能なこと。
- ウ) 検索結果は一覧表に表示するものとし、施設名称、施設分類、所在地、他主要属性情報を表示するものとし、施設名称等をクリックすることにより該当する施設を中心とした地図を表示できること。

⑧ 最短経路検索機能

- ア) 任意の2地点を地図上のマウス操作で指定することにより、その地点間の最短経路の検索を行えること。
- イ) 経路検索等で必要となる、道路ネットワークデータ等の各種データは、乙の責により調達ないしは作成すること。特に、道路ネットワークデータは、背景で使用する市販地図データと、位置のずれが無いものを使用すること。
- ウ) 経路検索の起点ないしは終点の指定にあつては、地図上での指定の他に、公共施設、駅、登録している自宅等の目標施設を起終点とする経路検索、周辺施設の検索を行った場合の検索施設までの経路検索等、利用者が容易に行える工夫がなされていること。

(5) その他地図機能要件

① 計測機能

- ア) マウス操作により、地図上で任意の2点以上を指定することで総延長距離を計測できること。
- イ) マウス操作により、地図上で任意の3点以上を指定することで囲まれた図形の面積を計測できること。
- ウ) 距離および面積の計測中に縮尺の変更やスクロールができること。
- エ) 距離および面積の計測中に、一つ前の操作をやり直すことや、計測自体を全て取り消すことができること。
- オ) 距離および面積の計測後に、頂点の編集（追加、移動および削除）を行った後、直ちに結果が修正されること。
- カ) 計測された結果が表示されている状態で、印刷や地図の画像を保存できること。

② 作図機能

- ア) 地図上に、利用者が任意の図形を書き込むことができること。
- イ) 書き込み可能な図形は、点（アイコン）、線、面および文字情報とする。
- ウ) アイコンはあらかじめ設定したアイコン画像から選択できること。選択できるアイコン（GIF、JPEG、BMP、PNG）は甲が任意に指定できること。
- エ) 中心と半径を指定すると地図上に円を作図できること。同心円の数を指定すると、同様に同心円計上の作図ができること。
- オ) 線、面は、色、太さ等を予め設定してあるものより利用者が任意に選択できること。
- カ) 線、面の作図中に、頂点の編集（追加、移動および削除）ができること。
- キ) 図形の編集には、一つ前の操作をやり直すことや、編集処理自体を全て取り消すことができること。
- ク) 文字情報は、最大20文字以内とし、フォントサイズ、色等を指定できること。
- ケ) 複数の図形を作図できること。
- コ) 作図中、縮尺の変更やスクロールができること。
- サ) 作図した状態で、印刷や地図の画像を保存できること。
- シ) 作図した結果をShapeファイルとして保存できること。
- ス) ブラウザを閉じた段階で消去されること。

③ 印刷機能

- ア) 現在表示している地図の内容を、印刷用出力が可能なこと。

- イ) 印刷時の地図縮尺は、画面上で設定された縮尺が忠実に反映できること。  
ただし、プリンターのずれ程度は容認する。
- ウ) 属性情報等を検索されている場合は、その検索結果を地図と合わせて用紙内に適切にレイアウトし、その結果を紙面等へ出力が可能にすること。
- エ) 前項の際のレイアウトは任意に設定できること。
- オ) 印刷する前に、プレビュー画面を表示させ、事前に印刷内容の確認ができること。
- カ) 用紙サイズはA4版縦方向を基本とするが、プレビュー表示の際に、A3版への変更や横方向ないしは縦方向への変更が可能なこと。
- キ) プレビュー画面内で、位置の微調整や縮尺の変更等ができること。
- ク) 属性情報を表示させず、地図画面全面を印刷可能な機能を有すること。
- ケ) 複数の用紙に分割させて印刷することで、広範囲の地図印刷ができること。  
縦方向および横方向に各4枚程度の出力ができること。
- ④ 地図画像保存機能
  - ア) 現在表示している地図の画像を保存できること。
  - イ) 画像形式（JPG、BMP、GIF、PDF）を選択できること。
  - ウ) 保存する画像サイズが指定できること。
  - エ) 地図上に表記されている作図結果や距離計測結果等も合わせて画像内に表示されていること。
  - オ) 地図の画像保存・印刷時、著作権の表示を自動的に行うことができる。
- ⑤ 地図URL表示機能
  - ア) 表示している地図の内容を表示できるURLを表示できる機能を有すること。
  - イ) 表示するURLはパソコン用、携帯電話用、スマートフォン用のいずれも共通のもの1種類を表示させることとし、当該URLでアクセスした際に、サーバー側で機種を自動判別して適切な地図情報を提供できるものとする。
  - ウ) 各URLはボタン操作により自動的にメールソフトを立ち上げ、そのURLが本文中に挿入される機能を有すること。

#### 4 携帯電話およびスマートフォン向け機能要件

##### (1) 携帯電話向け地図表示・検索機能

- ① インターネット対応の携帯電話の画面上で、各種の地図情報を表示できること。
- ② 原則としてポリゴン情報等を含むパソコンと同等のレイヤを表示できること。
- ③ 住所検索機能（号レベル等による詳細住所検索機能）を有すること。
- ④ GPS対応機種についてはGPS機能を使った現在地表示機能（各携帯電話会社対応とする）を有すること。
- ⑤ 拡大・縮小・8方向の等間隔スクロール機能（ダイヤルボタン対応）を有すること。
- ⑥ 地図上の中心地点の属性情報等をもれなく一覧表示する機能を有すること。
- ⑦ QRコードにより目的の地図を表示できる機能を有すること。
- ⑧ 過去3年以内に発売された機種においては、自動的に機種を認識して適切な地図の画像サイズを選択して表示させること。運用期間中に発売された機種については概ね3ヶ月以内までに対応すること。

##### (2) スマートフォン向け地図表示・検索機能

- ① スマートフォンの画面上で、各種の地図情報を表示できること。その際にアプリケーションのダウンロードは行わず、ブラウザのみで表示できること。
- ② 原則としてポリゴン情報等を含むパソコンと同等のレイヤを表示できること。
- ③ 住所検索機能（号レベル等による詳細住所検索機能）を有すること。
- ④ GPS対応機種についてはGPS機能を使った現在地表示機能（各携帯電話会社対応とする）を有すること。

- ⑤ 画面上を指で操作することで、地図画面が拡大・縮小・スクロールできる機能を有すること。
- ⑥ 機器の表示方向（縦・横）に合わせて、画面の向きやサイズを自動調整できること。
- ⑦ 地図上の中心地点の属性情報等をもれなく一覧表示する機能を有すること。
- ⑧ QRコードにより目的の地図を表示できる機能を有すること。
- ⑨ 過去3年以内に発売された機種においては、自動的に機種を認識して適切な地図の画像サイズを選択して表示させること。運用期間中に発売された機種については概ね3ヶ月以内までに対応すること。

### (3) 最短経路検索機能

- ① 経路検索の各種機能は、パソコン版と同様に携帯電話版およびスマートフォン版であっても容易に使用できるように、適宜画面を設定し、効率良く利用できるようにすること。
- ② 経路検索の起終点として、GPS機能を使った現在地の指定が可能であること。また経路上の移動中に再度GPS機能を使って現在地の表示や、経路の再検索が容易に可能であること。

### (4) 周辺施設検索機能

- ① パソコン版と同様に、地図上の任意の地点より最寄り施設の検索機能（空間検索機能）を有すること。
- ② 起点を指定する際にはGPS機能を使った現在地指定機能を有すること。

## 5 管理者機能

### (1) 情報更新機能要件

管理システムの機能は、前項の一般利用者向け機能に加え、以下の機能が備わっていること。

#### ① 利用条件

- ア) ベースマップ以外の情報について、更新することができること。
- イ) インターネットに接続されたブラウザ画面のみで動作すること。

#### ② 情報更新機能の種類

- ア) 情報更新機能には、下記の機能を有すること。
  - a 情報登録機能
  - b 位置移動機能
  - c 図形編集機能
  - d 属性更新機能
  - e 情報削除機能
  - f 公開・非公開設定機能

#### ③ 図形編集機能

- ア) 図形の編集機能には、登録されている全てのレイヤに対して有効とすること。ただし、精度管理上の問題で、更新不可とさせることもできるものとする。
- イ) 図形の編集機能は、図形の新規登録、図形の削除、図形の移動、頂点の編集・追加・削除、の各機能を有すること。
- ウ) 図形の編集作業は、地図上でマウス操作により行うことができること。
- エ) 図形の編集作業中であっても、地図の拡大・縮小機能や移動ボタンによる画面のスクロールは自在に行えること。
- オ) 図形の編集作業中には、一つ前の操作をやり直すことや、編集処理自体を全て取り消すことができること。

#### ④ 属性情報編集機能

- ア) 属性情報をテキストボックスから直接入力できること。
- イ) コード等で定められている情報は、プルダウンメニュー等からの選択、日

時等の選択は、カレンダー表示等、入力を補助する機能を有すること。

ウ) 添付ファイルとして、画像ファイル、文書ファイル、PDFファイル等を登録できること。

エ) 他のシステムのホームページ等、URLを登録できること。地図ページにおいて表示する際には、直接、リンク先のホームページの表示ができること。

⑤ 情報公開・承認機能

ア) 情報の公開・非公開設定機能は、レイヤ毎ないしは図形（フィーチャー）毎に設定可能とし、ユーザ権限毎に複数種類の公開設定が可能なこと。

イ) 情報の更新があった場合については、承認権限を有する利用者により、公開に先立って、公開承認又は却下を行うことができる。公開承認処理がなされていない場合は登録者のみ閲覧可能とし、その他の利用者には閲覧不能とする。

ウ) 公開承認を却下することができ、その場合は、更新情報は全て取り消され、既存の状態に復元する。

エ) 承認範囲は、レイヤ全ての情報に関して一括して行うことと、図形単位に個別に承認することの双方に対応できる。

(2) 情報管理機能要件

システム管理者向け機能は、一般利用者機能に加え、以下の機能が備わっていること。

① ユーザ管理機能

ア) システム上の地図データへのアクセス権限や更新権限等を行うために、利用者に対してユーザIDとパスワードによる利用者認証機能を設定できること。

イ) ユーザの登録・変更・削除は、画面上で行えること。

ウ) CSVファイル形式にて、ユーザ情報の一括登録、変更、削除ができること。

エ) 登録できるユーザ数に制限を設けないこと。

オ) 各ユーザは、部署等のグループ管理ができるものとし、グループ毎に、各レイヤに対するアクセス権限や更新権限等を付与できるものとする。

カ) ユーザIDとパスワードは任意に設定できるものとする。

キ) パスワードの初期化機能を有すること。

② レイヤ別アクセス権限設定機能

ア) ユーザ毎に、レイヤ別の更新可能な権限設定が可能なものとする。権限分類は以下を基本とする。

	機能	ユーザ 認証管理	公開・ 共有設定	データ 登録修正	共有デー タ閲覧	公開デー タ閲覧	備 考
	利用者						
市の 職員	運用管理者	○	○	○	○	○	
	データ管理者	×	○	○	○	○	
	データ作成者	×	×	○	○	○	
	一般職員	×	×	×	○	○	
	市民	×	×	×	×	○	

イ) 市民に公開しない内部利用専用のレイヤが設定できること。その際には庁内利用者全員に閲覧可能なもの、関係部署のみ閲覧可能なものの、それぞれの方法により設定できること。

③ レイヤ設定機能

ア) システムで表示、管理するレイヤの設定を行う機能を有すること。

イ) 機能は以下のとおり。

- a 公開期間設定機能
- b 更新権限、公開範囲の設定機能

(3) その他機能要件

公開型GISを利用した、他システムとの連携に必要な機能を実装すること。

① データの受け渡し機能

ア) 庁内で利用されている別のGIS等で構築したデータを、システムにアップロードすることにより、直接データベースに反映できること。

イ) 取込するデータはShape形式の定型フォーマットとするが、日本測地系と世界測地系および平面直角座標系と緯度経度座標系のそれぞれが取り込み可能とする。

ウ) インポート・エクスポートするファイルサイズの制限ができること。ファイルサイズを超過した場合は、システム運用作業の中で更新すること。

エ) CSVファイルに記載された住所情報からアドレスマッチング機能を用いて地図上にシンボルを配置することが可能であること。CSVファイルに座標情報が登録されている場合は、その座標情報を使えること。座標系はイ) のとおりとする。

オ) システムで運用されている各種レイヤのGISデータをダウンロードできること。その際のファイル形式はShapeファイル形式ないしは座標情報を持ったCSV方式とし、座標系は日本測地系と世界測地系および平面直角座標系と緯度経度座標系のそれぞれから選択できること。

カ) 条件検索や範囲検索等で絞り込まれた図形のみをダウンロードできること。

② 地図表示用API(Application Programming Interface) の提供

ア) 市のホームページの一部や、庁内で利用している他の業務用システム等に、本システムの地図表示機能を利用できるように、地図表示のためのAPIを公開すること。

イ) APIをHTMLタグに埋め込むことにより、地図画像をページ内に表示させることができるものとする。

ウ) 地図表示することが可能なレイヤは、背景地図を含め、本システムに登録されている全てのレイヤとする。ただし、住宅地図は除外する。

エ) APIには、表示するレイヤの種類、中心座標、縮尺、地図サイズ等をパラメータとして記述することで、目的の地図が表示できること。規定されている

設定規則は説明書にして提出すること。

- わ) APIにて表示される地図画像は、利用者が拡大、縮小、スクロールおよび当初表示位置への復元が可能とすること。
- か) APIで表示された地図画像から、同一地点、同一レイヤ、同一縮尺において公開型GISの地図画面へのリンクが設定されていること。

## 第3 地図データ要件

### 1 配信する地図データ（レイヤ）

本システムで提供する地図情報は別紙1のとおりとする。なお、今後運用期間中に表示レイヤ等の追加が予想されるため、本システムのために十分な領域を確保しておくこと。運用開始後において、レイヤ数の増減による運用経費の変動は認めないものとする。

#### (1) 配信する地図データの設定

- ① 提供する地図は、乙の所有する機器等で提供可能のようにデータ変換を行うが、法規制情報等も含まれることから、データの破損、改変等が一切おこらないよう、細心の注意のもとに作業を行うこと。
- ② 情報には、地図に対する属性情報として、文字で表示するものも含むこと。
- ③ Shapeファイル形式以外の情報については、乙により、システムに掲載可能なよう、データ化するものとする。
- ④ 施設等の情報に関しては、地図データではなく、住所情報を含むテキストデータで提供する場合がある。その際は、乙のもとで住所情報よりGISデータを作成すること。なお、最終的な位置の確定に関しては甲の確認後行うものとする。
- ⑤ 画面上に表示する際、また、印刷図として紙面に印字する際には、平面直角座標系第Ⅷ系で表示させるものとし、可能な限り測量精度を厳密に保った形で地図表現を行うものとする。
- ⑥ 関係図書が法令等で定められている情報については、その印刷書式に則り、正確な色表現やラインおよびハッチングパターン、背景地図が見づらくなならない形式での着色等を図るものとする。
- ⑦ 表示する地図の内容（主題地図）に応じて、背景として使用するベースマップは、任意に選択できること。

#### (2) 統計表示用レイヤ

- ① 市内の町丁目ポリゴンおよび1km又は500m等のメッシュデータを予め準備しておくこと。準備するメッシュデータは甲、乙が協議のうえ決定する。
- ② 町丁目ポリゴンに属性情報を登録することにより、ランキングマップが表示できるように設定すること。

### 2 システムで利用するベースマップ

#### (1) ベースマップの種類

本システムで使用するベースマップは以下のとおりとする。

- ① 案内地図
  - ア) 乙が調達すること。
  - イ) 住所地名、目標物名称や鉄道、幹線道路、100m毎の等高線を表示すること。
  - ウ) 一定縮尺以上（概ね1/10,000以上）に拡大した場合、実際の道路幅員、中央分離帯の有無、歩道の有無、隅切等を表現した正確な道路形状を忠実に表現しているものとする。（郊外、山間部は除く）
  - エ) 縮尺1/2,500以上に拡大表示した際には、全家屋の形状および街区番号等を表示すること。（郊外、山間部は除く）
  - オ) 一年に1回以上の更新を行うこと。
  - カ) 甲の指示により、地図画像上に不適切な表示（施設注記等の間違い）等がある場合は、随時、表示の修正を行うこと。
  - キ) 用紙への印刷を可能とする。市役所内での業務等において、配付資料等での使用（住民や業者等への配布も含む）も可能とすること。ただし大量かつ不特定多数への頒布、有償での頒布、書籍、冊子等への印刷物画像提供等は



除外する。

② 基盤地図

ア) 国土地理院発行の基盤地図を利用できること。

イ) 基盤地図を表示する際には、位置関係が明確になるよう、乙所有の案内地図のデータのうち、住所地名および主要な目標施設名称、河川等の水部ポリゴン、鉄道路線等の必要事項を重ね書きすること。

③ 航空写真

ア) 甲より提供された航空写真画像を調整した上で他のベースマップと、切り替え表示できること。

イ) 航空写真上に、ベースマップの注記表示を重ね書きできること。

④ 1/2,500ないしは1/10,000地形図

ア) 市が整備した1/2,500ないしは1/10,000等の地形図を表示できること。

イ) 地図データは、甲より貸与を受けたデータを使用する。

ウ) 地形図を表示する際には、測量作業規定に準ずるものとし、正確な地図表現を行うこと。

(2) 縮尺条件

① 地図の表示縮尺は、市域全域において1/2,500以上まで拡大可能とし、表示縮尺の段階を1/200,000程度まで8種類以上設定すること。

② 利用者が任意に切り替えできること。

③ 表示縮尺毎に最適表示されるように設定した案内用地形地図データを利用することとし、縮尺に合わせて表示項目の間引き処理や、注記文字の配置調整等を行うこと。特に、地図の拡大縮小にかかわらず、線の太さや注記文字のサイズが一定であることとし、1/20,000、1/40,000といった小縮尺で表示する場合であっても、常に視認性の高い文字サイズとさせること。

(3) ベースマップの切り替え機能

① 表示する主題地図情報によって、背景用の地図を切り替えることが可能であること。

② 精度が必要となる主題地図データを表示する場合は、背景用の地図を自動的に1/2,500地形図データに変更できること。

(4) 情報の更新

① 本地図データは常に最新の状態を保つようにし、各ベースマップとも、更新データが入手できた場合、速やかにシステムに反映すること。

② ベースマップの更新作業に関しては、乙が直接行うこととする。

## 第4 システム運用要件

### 1 システム運用要件

#### (1) 地図サーバ設定

- ① 地図情報を配信するため、ASPサービス用のコンピュータ地図サーバ及びGISエンジン(ソフト等)を配信可能な状態に設定すること。
- ② 大量のアクセスに耐えられるように地図サーバの使用領域を設定すること。
- ③ 想定できるアクセス数に対して、利用者がストレスなくスムーズに利用可能な回線等を準備すること。
- ④ 市のホームページからスムーズにリンクするアドレス等を設定すること。

#### (2) 運用環境およびデータセンター仕様

- ① 24時間連続運用を行うこと。
- ② 全ての機器等の管理は乙の責において行い、責任の所在が不明確とならないよう、運用管理体制を構築すること。
- ③ 機器は全て二重化し、システムのメンテナンスや設定変更、データの差し替え等で機器の停止や再起動時であっても、常時いずれかの機器からサービスを提供することにより、全体のサービス自体が停止しない体制とすること。
- ④ 提供する情報の正確性を期すために、第三者による不法アクセスや情報改ざん等を防止するため、必要となるセキュリティ対策に充分対応すること。ASPの提供設備は、第三者機関によるセキュリティ診断を行うものとし、甲の求めに対して、その内容を開示すること。
- ⑤ アクセス状況に応じて、適切な反応速度を保持するために、機器構成の増強等の対応が可能な設備を提供すること。

#### (3) データセンター仕様

使用するデータセンターはISMS (ISO/IEC 27001) 認証の取得設備であることを必須とし、以下に示す基準以上の仕様を備えているものとする。

- ① 立地条件
- ② 日本国内に有すること。
- ③ 緊急時に備えて、乙の技術担当者が常駐していること。又は、1時間以内(深夜休日等は3時間以内)に到着できること。
- ④ 地盤強固な場所に立地していること。埋め立て地等以外で、海岸より10km以上離れており、標高20m以上の場所とすること。

#### (4) 耐震性能

- ① 総SRC造(鉄骨・鉄筋コンクリート構造)であること。
- ② 耐震構造基準(震度6の地震が発生した場合、梁/柱/耐震壁/仕上材の損傷が軽微もしくはほとんどない建築構造)を確保していること。
- ③ 構造強度については、地震時外力、風圧などについて、建築基準法及び施行令等具体的な規定に基づいて建築していること。

#### (5) 防火(防水、防雷)対策

- ① 基盤設備等への浸水防止対応をしていること。
- ② 防火設備及び消火設備について、サーバールーム内において、煙感知器を標準装備していること。また、ガス消火器等による消化システムを採用していること。
- ③ 消防法を遵守しており、消火栓、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備および誘導灯等の消防用設備を保持していること。
- ④ 通信設備ビル基準に基づき、避雷針機能を設置していること。

#### (6) 電源、空調設備

- ① 受電設備は二重化構成としていること。
- ② UPS(無停電電源装置)を設備していること。

- ③ 電力供給の完全バックアップを無瞬断で実現していること。
  - ④ 空調機は、24時間365日連続運転を行っていること。
- (7) セキュリティ
- ① 有人（守衛など）によるビル入退室管理をしていること。
  - ② 技術員（保守員）が24時間365日体制で常駐していること。
  - ③ 機器監視による物理的侵入対策を24時間365日実施していること。
  - ④ ラック毎の個別施錠を実施していること。
  - ⑤ システム機器及び通信設備の二重化を実施していること。
  - ⑥ 不正アクセス自動監視を24時間365日実施していること。
  - ⑦ セキュリティホール対策として修正パッチ等の日常管理体制を実施していること。
- (8) 設備の視察
- ① 甲は運用開始に先だつて乙の運用設備の状況の確認、現地視察を行うことができるものとする。それに必要となる情報は、乙より甲に提示することとする。
  - ② その際に、設備等に不備があると判断した場合は、本契約を解除するものとする。
  - ③ 甲はその際に知り得た情報についての秘密保持義務を負うものとする。
- (9) 障害時の対応方法
- ① 万一の障害発生時においては、休日・深夜を問わず、即座に復旧体制を組むとともに、随時甲担当者に対して、障害状況の報告および復旧の見込み、障害終息後には障害発生原因、再発防止策等の対応方針に関する報告を行うものとする。
  - ② 障害発生時に備え、乙は24時間365日対応の電話窓口を設置し、休日および深夜時間帯であっても、技術担当者との連絡がとれる体制をとること。
  - ③ サービスの平均稼働率は、年間を通じて99%以上とし、これを下回る場合で改善の余地が無いと見込まれる場合については、本契約を解除するものとする。
- (10) 研修会の実施
- ① サービス開始前に管理者向けの運用研修及び利用者向けの操作マニュアルの作成を実施すること。なお、研修に必要な会場、パソコン、通信回線等がある場合は、甲と協議のうえ乙で準備すること。
  - ② 研修内容は以下の通り。
    - ア) 利用者向け操作マニュアルの作成
      - 操作マニュアルは、初めて操作する場合でも理解できるよう、明瞭でわかりやすい表現に留意して記述するとともに、機能別に分けて作成すること。
    - イ) 管理者、関係課向け研修
      - a 対象者 10～15名程度
      - b 時間数 半日程度1回
- (11) アクセスログ報告
- ア) 本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月1回報告するものとする。
  - イ) 本業務終了時においては、1年間のアクセス状況を取りまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。
  - ウ) アクセスログに関する項目は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

## 2 データ運用要件

### (1) データ更新

- ① 掲載しているデータに変更があった場合は、甲より更新データが提供され、乙はそのデータを受領後、10営業日以内に公開できるようシステムに搭載するものとする。
- ② データ更新作業は概ね1ヶ月に1回とするが1回あたりのレイヤ数に関しては、

その制限は無いものとする。

- ③ 施設情報等で、GISデータとしてではなく、住所データを含むテキスト情報に関しては、乙所有の住所辞書情報を使って位置座標を算出し、それをGISデータに変換しシステムに搭載するものとする。

(2) 仮公開サイトの提供

- ① 本サービスを開始するにあたって、事前に乙の所有する基本地図サービスを使って仮公開用サイトを構築し、非公開による内部検証用の地図配信サービスを行うこと。
- ② その際に、動作、表示内容等に不具合が発生した場合は、本サービス開始までに改善すること。
- ③ 仮公開サイトは、関係者以外のアクセスを防止するため、IDおよびパスワードによる認証機能を設定し、また、甲以外からのアクセスを制限するよう、指定IPアドレス以外のアクセス規制を行うこと。
- ④ 本システムの運用開始後においては、データの更新時、システムの設定変更時等の事前確認用機器として引き続き使用すること。

(3) データバックアップ

- ① 本システムで使用するデータについては、レイド構成をとったデータベースにおいて管理すること。システムの障害時においても、間断なくバックアップ用のデータベースに切り替えが可能とすること。
- ② 本システムに搭載されるデータについては、定期的にバックアップを行うこととし、バックアップメディアを管理すること。
- ③ データのバックアップは、日次および月次にて行うものとし、それぞれ、2世代まで保管しておくこと。
- ④ 運用期間中、毎年1回、搭載されている全てのデータを記録媒体に保存し、甲に納品するものとする。

### 3 SLA (ServiceLevel Agreement) の規定

(1) SLAの規定

- ① 本システムを運用するにあたって、甲、乙協議の上、SLAを規定するものとする。
- ② SLAの内容案については別紙2の通りとするが、運用開始時までに最終的な規準を決定する。
- ③ SLAの内容は、運用上の問題点等が発生した場合については、甲、乙協議の上、見直しをかけるものとする。

(2) SLAの報告

- ① SLAの遵守状況を、毎月、サービスレベル提供報告書において報告すること。
- ② 各項目について適否判断、未達時においては、その内容等に関して一覧表形式にてとりまとめ、性能条件等の適否判断に必要となる根拠資料として、各種性能検査を行った際の検査結果の報告書も併せて提出すること。

(3) 未達時の措置

SLAの目標に対して未達の場合における対応方法は以下の通りとします。

- ① 未達事項が発生した場合は、直ちに、その内容を甲へ連絡するものとする。
- ② 未達事項についての状況、原因、改善策等を「障害報告書」ないしは「SLA未達報告書」としてとりまとめて、未達事項の発生より5日以内に提出すること。
- ③ 上記報告書に従い、ただちに使用する設備および業務方法の改善を行うこと。
- ④ 発生した未達事項のうち、その後の改善方針の見通しが立たない場合においては、改善策が講じられるまでサービスの停止を行うものとする。
- ⑤ 上記期間中、未達事項が改善された場合は、甲の承認を経た上で、サービスを再開するものとする。

## 第4 成果物

### 1 成果品について

乙は、成果品として以下の内容を納品することとする（書類2部，電子媒体1部）。

なお、内容等については甲と事前に協議を行うこと。また、電子媒体の形式等については、甲が指定する様式とする。

#### (1) システム開発業務（※平成25年度のみ）

- ① 開発設計書（本業務の範囲内）
- ② 工程管理表
- ③ 品質管理表
- ④ システム操作説明書（運用管理者・データ管理者向け）
- ⑤ システム操作説明書（データ登録者・一般利用者向け）
- ⑥ 月次報告書（※毎月提出）
- ⑦ 打合せ議事録
- ⑧ その他本業務で発生した資料

#### (2) 維持管理業務（※各年度末に提出）

- ① 月次報告書（※毎月提出）
- ② サービスレベル提供報告書（※毎月提出）
- ③ 搭載データ記録媒体
- ④ 打合せ議事録
- ⑤ その他本業務で発生した資料

### 2 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、主任技術者立会いのうえ甲の検査を受けるものとする。前項の成果品は、甲の検査完了後、納品するものとする。

### 3 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、甲の指示に従い必要な処理を乙の負担において行うものとする。保証期間は成果物の納入後1年とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、乙の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正するものとする。

### 4 成果品の帰属

本業務における成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用、流用してはならない。成果物のうちWeb-GISの著作物について、本件プログラムに結合され又は組み込まれたもので、乙が従前から有していたプログラム、及び乙が本件業務の実施中または新たに作成したプログラムの著作権並びに第三者ソフトの著作権は、乙又は当該第三者に留保されるものとする。但し、甲は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を自己利用するために必要な範囲で著作権法に従って利用できるものとする。

なお、成果物のうち本業務で作成されたデータ類の著作権は全て甲に属するものとする。

## 別紙1 本システムで提供する地図情報

提供部署	提供情報	数量	図形タイプ	ファイル形式
都市計画課	1/2, 500 地形図	1 式	ポリゴン ライン ポイント	Shape 形式
	都市計画情報 (用途地域図、街路図等)	1 式	ポリゴン ライン	Shape 形式
危機管理防災本部	洪水ハザードマップ (緊急避難地域、浸水想定 等)	1 式	ポリゴン ライン ポイント	Shape 形式
	津波ハザードマップ (第 1 波到達時間、津波到達 時間目安、津波浸水想定等)	1 式	ポリゴン ライン ポイント	Shape 形式
	土砂災害ハザードマップ (特別警戒区域、警戒区域、 避難所、避難路等)	1 式	ポリゴン ライン ポイント	Shape 形式
	避難所 (地区防災センター区域、避 難施設等)	1 式	ポリゴン ポイント	Shape 形式 CSV 形式
情報政策課	公共施設情報 (市有施設、小・中学校、各 種学校、幼稚園、保育園、各 種施設、体育館等)	1 式	ポイント	Shape 形式 CSV 形式

## 別紙2 サービスレベルアグリーメント案

項 目		内 容	基準値
可用性	稼働時間	サービス提供時間	24 時間 365 日 (計画停止時間は除く)
	計画停止時間	定期点検のために計画的にシステムを停止する時間	月 8 時間以内 (夜間限定)
	稼働率	年間総稼働時間から計画停止時間を控除したシステム稼働時間のうち、計画外停止時間を差し引いた稼働時間の割合	年 99% 以上
信頼性	ウイルス定義ファイル更新時間	公表からウイルス定義ファイル更新までの時間	24 時間以内
	セキュリティパッチの適用方針決定期間	公表からセキュリティパッチの適用方針を決定し、本市に報告するまでの期間	7 日以内
	障害報告時間	障害検知から本市へ報告するまでの時間	1 時間以内 深夜・休日の場合は 2 時間以内にメールで連絡
	障害復旧時間	障害検知から復旧までの時間	24 時間以内
	リカバリポイント	復旧するデータのバージョン(障害発生時から遡り、どの時点のデータを復旧するか)	日次
	バックアップ	バックアップ実施間隔、世代数	日次でバックアップ、3 世代前までを保持
性能	オンライン応答時間遵守率	地図の移動等任意の操作の応答時間が 5 秒以内である割合	80% 以上
サポート	障害時の復旧体制	障害を検知した場合の復旧体制	24 時間・365 日体制 障害検知後、直ちに復旧対応
	問合せ対応	利用方法や権利関係等の疑問点、技術的な質問に対する回答時間	原則 1 時間以内
	緊急電話受付	緊急時の対応受付	24 時間 365 日
	サービス提供時間帯(市の管理者)	市の管理者からの問合せ受付業務を実施する時間帯	8時30分から17時15分まで(電話) (法定休日、12/29～1/3を除く。) 24 時間 365 日(メール)